

以下は、1982年に『ロンドン暮らしのハンドブック』を創刊以来、婦人会ハンドブック活動の中心メンバーだった森嶋瑤子による読者の皆様へのご挨拶です。このメッセージの想を引き継ぎ、婦人会有志により活動を続けてきましたが、紙版の発行は2022年に終了いたしました。今回日本クラブ様のご厚意により、ウェブサイトへ公開させていただきます。

公開に先駆け、2024年12月現在のデータに基づき内容を更新しましたが、今後の更新はございません。このPDF版ハンドブックはあくまでも2024年12月現在の情報を記録した歴史的な記録に過ぎず、その内容の一部は将来、既に古い情報となっている可能性があるため、その正確性を保証できません。

従って、実際に行動をされる場合には、必ず公式情報などによって現在の状況を確認され、それに基づいてご自身で判断をされて行動されてください。

特にNHS制度、GP登録方法、処方箋、健診、学校の入学制度や申請方法、学期の仕組み、VFSによるビザ申請、滞在資格証明の取得手順、銀行の利用方法、税制、レート情報、コロナ禍以降の現金非対応店舗などの商習慣、各種届出の期限、大使館の業務などは常時変更されており、英国日本人婦人会および日本クラブは一切責任を負いかねますので、ご自身で必ず慎重な現状確認をお願いいたします。

またハンドブックに記載されている医療機関、学校、電話会社、不動産業者、食料品店、スーパー、オンラインショップ、その他の特定の機関や店舗などは既に存在していない可能性もありますこと、ご了承ください。

加えて、法律アドバイス、医療アドバイス、保険アドバイス、金融アドバイス、税務アドバイスを提供するものではなく、各分野の専門家のアドバイスを受けられることを強く推奨致します。

その旨どうぞご了承いただき、多くの皆様にご参考いただけることを願っております。

～英国日本婦人会ハンドブックチーム一同～

はじめに

たとえ数年間でも生活の本拠をこの国に移して暮らす方に英国日本婦人会のメンバーの経験を役立てて頂ければ、という気持ちがこの小冊子を発刊する動機でした。1982年に手書き原稿のビロックスコピーで始った創刊号以来、5回の大改訂と増刷の際の数多くの小改訂により、目まぐるしく変化する情報やIT技術の目覚ましい進歩におくれないようにと努力を重ねて参りました。2001年の第4回大改訂でパソコン入力に切り替え、同時に表紙のデザインも一新しましたが、生活経験に基づくまめ細かい生活の知恵を盛り込んだ手引き書という点には変わりありません。

情報の量は増す一方ですが、他方では日本語の情報紙読むも種々ありますし、インターネットを使えば、情報は手軽に、かつ自由に得られるようになりました。同時に他では得られないような生活情報がこの小冊子で得られるというのなら、この上ない喜びです。今後もご利用者の皆様からのご批判やご提言を参考にして、訂正や追加を怠らず、より使い易く役立つハンドブックに育てて行きたいと願っています。連絡は下記の婦人会のメールアドレスにお願いします。

日本人在住者の多いロンドンの事情に多くのページを割いていますが、基本的には英国生活の手引き書でありますので、他の地域に在住の方々にも役立てて頂けると幸いです。

なおこのハンドブックに掲載されている商品名、商店名その他は、純粋に皆様の便宜のための情報で、決して広告でも婦人会の推せんでもないことを承知下さい。英国日本婦人会は正式登録された英国チャリティ法に基づくチャリティ団体で、ハンドブック出版は有志の会員によるボランティア活動の一つです。どうか無断でコピーをなさらないで下さい。



英国日本婦人会
The Japanese Women's Association
in Great Britain since 1956

英国日本婦人会
(Charity No. 294386)
jwahandbook@gmail.com

自動車

ロンドンの中心部に住む場合は別だが、一般には英国で車を持つ生活をする可能性は相当高い。無料の自動車専用道路 **Motorway** が最近では交通網を一段と広げているし、田舎の隅々まで手入れの行き届いた舗装道路と交通標識が整備されているので、緑豊かな英国の田舎へのドライブは、この国に滞在する間の大きな楽しみの一つである。世界で数少ない、日本と同じ左側通行であるし、ドライバーのマナーも良い。

英国に居住して5年以内の日本の運転免許保持者は、英国の免許証に切り替えることが出来る。英国到着後1年間は日本の免許証で運転できるのでその間に切り替え手続きをするとよい。

1. 運転免許証 Driving Licence [Driving licences](#)

(a) 日本の運転免許証から英国運転免許証への切り替え申請の手続き

日本大使館のウェブサイト https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index_000048.html

「運転免許」の項に詳しい説明がある。順序としては下記①～④を参照。

- ① 日本大使館で日本の免許証の翻訳証明である「自動車運転免許証抜粋証明書」を申請、取得する。
- ② DVLA(Driving and Vehicle Licensing Agency：運転免許庁)に必要な書類を添えて切り替えを申請する。
- ③ 2024 年 10 月現在は郵送での手続きのみ。

必要書類

- －運転免許証申請書 D1: 郵便局でもらうか、DVLA のホームページで個人アカウントを登録して送付してもらう。
- －日本の運転免許証
- －自動車運転免許証抜粋証明書(日本大使館で発行してもらう)
- －英国滞在者証(BRP)
- －パスポートサイズの写真: 1枚(35mm×45mm)
- －手数料: 小切手あるいは postal order
- －返信用 **Special Delivery** (速達書留でオンラインで追跡調査可能)封筒: 郵送で申請する場合の英国滞在者証の返送用。返信先住所を記入すること。

郵送申請

送付先: Foreign Licence Section, D3, DVLA, Swansea SA99 1BT

※郵送は、**Special Delivery 速達書留**を使った方がよい。

Special Delivery 用封筒は大きな郵便局で購入することができる。

(**Special Delivery** 用封筒は送付用と返信用で 2 枚購入が必要。)

- ④ 後日 DVLA が発行した英国運転免許証が郵送される。
- ⑤ 申請時に DVLA に提出した日本の免許証は必ずしも返還が保証されるものではないが、3ヶ月～6ヶ月後に日本領事館に返還される場合が多い。DVLA から領事館に日本の運転免許が返還されると、領事館より連絡がある。

(b) 英国で運転免許証を取る場合の手続き

運転仮免許証申請書 **Application for Provisional Driving Licence D1** を郵便局でもらい、それに書いてある申請手続きの詳細に従い、必要事項を記入し、パスポート原本、写真カラー1枚と手数料(小切手あるいは postal order)を添えて **Special Delivery**(書留)で上記 DVLA Reception へ申請する。Provisional Driving

Licence (仮免)が郵送されてくるが、パスポートは別便で返送される。

- ① **Provisional Driving Licence** を取得すると、運転練習を始めることができる。必ず赤字の **L(Learner)** プレートを車の前部と後部に付け、過去連続して3年以上運転歴のある21歳以上の英国免許証保持者が同乗すれば、**Motorway** 以外の路上で運転練習してよいが、自動車学校あるいは個人の公認インストラクターにつく方が安全で効率もよい。練習はすべて路上で行われる。
- ② **Driving Test(Theory test** および実技テスト)を受けるには予約が必要。テストセンターの場所やテストの日時や経費を調べたり、予約したりするにはオンラインで申し込むのが良い。<https://www.gov.uk/driving-test>
- ③ テストセンターまたはインストラクターからテスト申請用紙をもらい、テストを受けるセンターと希望の日時を指定して申請する。時期によっては、数ヶ月先のテスト日を指定されることもあるので早めに申し込む。指定された日が不都合なときは、早く変更する。インターネット上でも予約・取り消しができる。

2. 自動車学校

大きい組織を持つ学校は **British School of Motoring (BSM)** や **AA** 経営の学校などで各地に支部がある。www.bsm.co.uk <https://www.theaa.com/driving-school>
 その他、各地域にも公認自動車学校があるので、知人・友人に聞くとよい。レッスンは、1時間単位だが、まとめて予約して前払いをすると割引がある。レッスンの回数は個人差があるし、車の種類にもよるが、初心者は30～40時間が必要。インストラクターを替えたい時は、学校にその旨を述べる。免許証やテストの申請も自動車学校を通じてできる。運転のレッスンは全て路上で行われ、大抵、自宅まで送り迎えしてくれる。**Theory Test** (学科及び適性テスト)・実技テストの為に、**DSA** 公認(**Official**)の教本・問題集の他、**CD-ROM**、**DVD** の教材も販売。日本の運転免許証を切り替えた人も、こちらの法規と運転マナーについて慣れるために、公認の自動車学校、又は個人の公認インストラクターからレッスンを受けた方が事故防止になると思われる。

3. 個人のインストラクター

英国では、**DSA(Driving Standard Agency)** 公認の個人のインストラクターがどの地域にもいて評判の良い人も多い。時間的や距離的にも融通をつけてくれる場合もある。

4. 運転テスト **Driving Test**

オートマチック用とマニュアル用の2種類のテストがあり、免許証も別。マニュアル車用の免許証でオートマチック車の運転はできるが、逆は出来ない所以で気をつけること。希望すれば実技試験に友人・教官が同乗できる。

- a) **Theory Test** は、最初に40分の学科テスト、次に適性を見る **Hazard Perception Test** が15分。**Theory Test** は、仮免取得後、実技のレッスンを始めてから受ける。合格最低点(**Pass Mark**)は **Theory Test** 43点(満点 50)及び **Hazard Perception Test** が44点(満点 75)で日本に比べて厳しい。
- b) **Eco-driving** の知識についての質問が、**Theory** テストに新たに加えられた。
- c) 実技テストは慎重第一に。約40分路上での実技テストを受ける。失敗しても落ち着いて運転を続けることが一番大切。路上テストなので冷静にその場の状況に対処すること。実技試験も日本に比べるとかなり厳しい(とりわけ若年層の受験者には厳しい)ので、すぐに合格できなくても落ち込まないこと。

- d) 視力の検査として20m 離れた距離から、車のナンバープレート読むテストがある。
- e) Turning in the road/reversing round a corner/reverse parking のテスト。
- f) 結果はその場で知らせてくれる。合格者は試験官から Driving Test Report のコピーと Pass Certificate を受け取る。
 仮免を試験官に渡し、免許証は、後日郵送される。
- g) 不合格の場合は次のテストの予約を早くすること。但し、次のテストは10日以後から受験可能。
- h) Theory テスト/実技テストについての予約はオンラインで行うと便利。
<https://www.gov.uk/driving-test>
- i) 合格したら最初の1ヶ月は緑字の P プレートをつけて運転することを薦める。

5. 交通法規 Highway Code <https://www.gov.uk/guidance/the-highway-code>

The Official Highway Code は大きな書店で入手出来るが最新版を買うこと。日本語訳も出版されている。(オンラインブックショップ) 運転を始める前に必ずよく読むこと。知らないことは言い訳にならない。法規は基本的には日本の法規と同じだが、細かい点では違うことも多いし、日本ではあまり見かけないものもあるので、日本で運転していた人も必ずよく読んで、違う点を十分に認識して運転しないと事故に繋がる。

特に注意を要するのは、

- ① Roundabout(「自動車」17. 参照)
- ② Pedestrian Crossing(横断歩道)
 横断歩道には2種類あって、信号がなく白黒の縞になっている Zebra Crossing では、歩行者が絶対優先だから人が足を踏み入れていれば必ず停車する。信号がある Pelican Crossing では、赤が出ていれば人がいなくても必ず停車。
- ③ Countdown Marks
 Motorway の出口に近づくと、約 300m 手前から道路脇に出てくる標識。
 まず青地に白の3本線、出口に近づくに従って2本線、1本線となる。
- ④ 速度制限
 市内20-40マイル、郊外30-60マイル、Motorway 70マイル。住宅地では20マイル。
 速度標識のないところは全て30マイル。テムズ川をわたる橋などは20マイル。

6. 駐車 Parking 駐車の仕方と注意する点

駐車違反は地方自治体(Council)が管理しており、ロンドン中心部はたいへん取り締りが厳しい。至る所に CCTV(監視カメラ)もある。駐車規制時間帯が掲示されているから駐車のたびに必ず確認すること。

目的地およびその近所に有料駐車場があるか、確認できる HP や携帯アプリがあり、ポストコードやタウンおよびストリート名を入力すると近隣の駐車場がリストアップされ、場所によっては有料駐車場の事前予約(カード支払い)もできる。

<https://en.parkopedia.co.uk/>

<路上標識>

- Loading
 路上表示や標識がある。ここでは荷物上げ下ろしのみ許され、駐車とみなされると罰金。自家用車は5分のみ、商業車は20分の駐車が許されている。
- 2本線の Red Line
 停車、荷物の上げ下ろし、乗降車が常時禁止。

- **Bus Lane**
バス・タクシー専用道路。駐車はもちろん禁止だが、制限時間中は走行も禁止。
- **1本線の Red Line**
傍に立っている標識に示された時間内に限り駐停車できる。
- **2本線の Yellow Line** および白いジグザグ線
常時駐車禁止。
- **1本線の Yellow Line**
下記の規制時間帯外には駐車可。

<規制時間帯:有料>

月～土 08:30-18:30(繁華街などでは 22:30 くらいまでの所もある。)

日曜、祭日バンクホリデーは終日駐車可。但し、中心地では土・日も禁止の所もある。

Traffic warden が常時巡回して取り締まっている所もあるが、一般的にはカメラを装填した車で駐車違反を取り締まっている。

- **Parking meter**: ロンドン中心部ではコイン支払メーターはなくなり、料金支払はカードによるか、携帯電話を使うシステム(登録が必要)になった。携帯電話による駐車料金の支払方法については P.14 の一口メモ参照。それ以外の地域ではコイン支払のメーターを使っている。
- **駐車券自動販売機**: メーターを備えていない路上駐車区域や監視人のいない有料駐車場では、駐車券を買って車内に表示するために、販売機が路上あるいは駐車場内に備えてある。現在は、①コイン用のみ②Credit / Debit カード用のみ、③コインとカード両方使用できる数種の販売機がある。
- **National Car Park(NCP)**: 各地にある大型駐車場。料金は先払いと後払いがある。

駐車違反

罰金通知(PCN)は一般に **Parking Ticket** と言い、違反をしたらチケットが窓に貼ってあることが多いが、最近では入口と出口にあるカメラによる取締りで、チケットはその場では発行されず、後から車両登録住所に罰金請求を送付してくるケースが増えている。

それを受け取った場合、14日以内に支払うと半額に免除。その後、28日以内に全額を支払わなかった場合には、更に罰金が科せられる。

支払方法や料金の額はチケットに書いてある。£80～130

※ 車輪に輪止め(クランプ **Car wheel clamp**) がはめられた場合: 輪止め取り外し料金 **Clamp Release Fee** を違反チケット発行時間から24時間以内に支払って取ってもらうが、作業が完了するのに時間がかかる。

※ 車がレッカー移動(**Removal of Vehicle**)された場合: **TRACE Service** に電話すると車の移動先が分かる。(020)7747-4747 (24時間サービス)。そこへ行って

Removal Fee £250 を支払うと車を戻してくれる。翌日から車の保管料が更に加算される。どちらの場合も罰金は別個に払わねばならない。

Resident Parking Permit

自分の属する **Council** に申し込む。

その **Town Hall** の **Resident Parking Permit Section** に行き、居住を証明する3ヶ月以内のガス、電気料金などの請求書と車の **Vehicle Registration Document** を提出して申し込み、指定された料金を支払うと住民専用駐車許可証をくれる。この許可証を車のフロント窓に貼り表示しておく、その地区の **Resident Permit Holders Only** 表示のある所ならどこにでも駐車できる。料金は3ヶ月、6ヶ月、あるいは1年払い。帰国

する時は、払い戻しの請求ができる。Permit のない車を止めると駐車違反となる。また工事などで一時駐車禁止になることもあるので掲示には注意すること。

7. コンジェスチョン・チャージ Congestion Charge (渋滞課金)

ロンドン中心部の交通渋滞防止対策として 2003 年に導入開始。課金時間帯は平日の月～金 07:00～18:00 及び土曜日、日曜日、バンクホリデーは 12:00～18:00。(クリスマス 12 月 25 日から翌年の元日までのみ免除) コンジェスチョン・チャージ区域に乗り入れると、1日につき£15.00(翌日支払いの場合£17.50)が課金される。

2011 年から CC Auto Pay システムが導入され、事前に車両と支払い方法をきめたアカウントをオンライン登録しておく(登録は無料)課金は各回ごとに事前支払いをする必要がなく、またうっかり Congestion Charge ゾーン内に入った場合でも自動的に引き落とされるので安心。

<https://tfl.gov.uk/modes/driving/account-create-account-29278>

<https://tfl.gov.uk/modes/driving/autopay-apply-before-you-begin>

2021 年 10 月より、課金免除の規制が変わり、身体障害者バッジ(ブルーバッジ)所有者、あるいは車種によって排気ガス量が 75g/km 以下の車か電気自動車(バッテリーが電気供給のみ)、水素燃料電池自動車のみ、登録すればコンジェスチョン・チャージが免除になっているが、2025 年 12 月 25 日からは電気自動車のコンジェスチョンチャージ支払免除がなくなり、課金対象になる予定である。

課金区域との境界地域には種々の交通標識により注意を促している。例えば、ゾーンへの接近距離・迂回道路の表示やゾーンに入る路上の大きい丸い赤地に白字の C(渋滞課金標識)など。境界のところにはカメラが備えてあるので、気付かずにゾーンに入ると罰金通知がくる。課金対象地区の地図を求めて参照するとよい。

支払方法 詳細は <https://tfl.gov.uk/modes/driving/congestion-charge>

電話:0343-222-2222

携帯電話から Text message で支払うこともできる。

現金支払いは、特定の Newsagents、ガソリン・スタンド、ゾーン内の公共駐車場(CC 自動支払機)にて支払う。10日前までに前払いするなら郵送でも可能。

支払わなかったり支払いが遅れたりすると、£130 の罰金通知(PCN)が車の登録者宛てに届く。但し14日以内に支払えば半額になり、支払いが28日を過ぎると罰金£180。

8. Ultra Low Emission Zone (ULEZ)

大気汚染削減のために2019年4月より導入された自動車の排気量(emission)に応じたロンドン中心部の乗り入れに課せられる自動車の排気税。料金は一日£12.50。

ULEZ 免税対象外の車種で、上記 7.の Congestion Charge が課税されるロンドン中心部に乗り入れた場合は、この ULEZ と Congestion Charge のダブルの税金が課税されることになる。一日分支払えばその該当日は何度でも乗り入れは可能。

課金対象となる地域区間は 2023 年 9 月より、広範囲に拡大され、ロンドンのほぼ全区が対象となり、いわゆる M25 内の Greater London 地区が課税対象となった。

課金時間帯は毎日24時間、年中無休(クリスマス 12 月 25 日のみ免除)。

料金は普通車の場合、支払い方はコンジェスチョン・チャージと同じであるので、Auto Pay を登録しておくで便利。支払いが遅れた場合の罰金は£180.00(14 日以内に支払う

と半額)。

また、最近では、ロンドン以外でも、カウンシルや都市によって、独自の排気税を設定しているところもある。

排気税の課金対象か、車の製造年は下記サイトでナンバープレートを入力して課金対象車かどうか確認できる。

<https://tfl.gov.uk/modes/driving/check-your-vehicle/>



2023 年 9 月より拡大した ULEZ 課税地域

9. 通行料金

英国内では高速道路や橋の通行料は基本的に無料だが、下記の通り、特別に通行料が必要な場所もあるので要注意。

< Dart Charge >

Greater London を一周している高速道路 M25 はテムズ川の河口に近い Dartford (ダートフォード) で川を横断する。

北から南には橋で、南から北へはトンネルで渡り有料(6:00~22:00)。

料金支払いは現地での現金による徴収ではなく、ロンドン市内の Congestion Charge と同様に Auto Pay システムが導入された。

料金は乗用車の場合は1回£2.50。(2024 年 10 月現在)

登録アカウントを作っておくと£2.00/回に割引される。また近隣区の居住者には割引料金も設定されている(要申請)。支払いはオンラインあるいは電話で行うことができる。

登録方法や料金などの詳細は <https://www.gov.uk/pay-dartford-crossing-charge>

電話 0300 300 0120

有料であることを気付かずに通った場合は、カメラで取り締まっており、当日の24時までには支払わなければ罰金を徴収される。罰金は£35(14日後まで)、£70(28日後)、それ

以後は£105。

10. 車の購入

- a) 新車: 在庫に希望の車種がない場合には発注して入手するまでに通常3週間～数ヶ月かかる。
- b) 中古車: 信頼がおけるディーラー Dealer を選び、MOT テスト(車検)などきちんと通った車を選ぶ。中古車ディーラーは通常 Warranty(保証書)を出しているところが多い。近年は中古車マーケットのウェブサイトが色々あり、ディーラーや個人が出品している。ディーラーを通さず、個人から買う場合は、掲載情報をうのみにせず、実際に車両を見てから購入を検討するのがよい。AA や RAC には車の診断をする有料の制度がある。
また近年、希少金属が含まれていることから高価な取引が行われている日本車の Catalytic convertor が盗まれる事件が多発しているため、Catalytic convertor の盗難防止措置が取られているかも確認すると良い。
- c) 登録の手続き: 新車の場合はディーラーが手続きしてくれるのでそれに従えばよい。車の保険証書がないと Road Tax が払えず、従って路上で運転できないから車の購入と同時に保険加入の手続きをする(次項 11. 車の保険 参照)。中古の場合は、売り手から車の登録書類 (Vehicle Registration Document/Log Book/V5C) を受け取ることを忘れないように。これを K and R DVLA, SA99 1ZZ へ送って名義書換の手続きをする。名義変更してないことが発覚した場合は罰金が課せられる。(オンラインでも登録可能 <https://www.gov.uk/sold-bought-vehicle>)
- d) Road Tax: 正式の名称は Vehicle Excise Duty (VED)。車の排気ガス量や新車登録の年度などによって年間の税額は無料から£1,000 以上まで相当に異なる。新車のハイブリッド車は減税される。電気自動車はこれまで Road Tax は免除されていたが、2025 年 4 月より課税対象となる。半年ごとに払っても良い。
2015年から Tax Disc (円形の納税証) が廃止され、税務署には納税の有無がデジタルで登録されており、そのデータを元に CCTV を中心として取締まりが行われている。
- e) MOT Test (車検): 3年以上経った中古車を買う時は、MOT Test の証明書を必ず譲り受けること。新車登録後3年経ったら、車検を受けなければならないので、3年以上経った車には必ず証明書がある筈。デジタル化されているので、いつ MOT が行われたか、歴代の結果などはこちらから調べることが出来る。
<https://www.gov.uk/check-mot-history>
車検の有効期間は1年間なので、3年以上経った車は毎年車検を受けなければならない。Road Tax を支払う時には、MOT Test の証明書を提示しなければならない。(オンラインで Road Tax 支払う場合、MOT もデジタルで登録されている。
<https://www.gov.uk/vehicle-tax>)
- f) 日本仕様車の持ち込み: 最近日本で乗っていた車を持ち込む人も増えているが、車種によっては運転が困難な場合もあるので、事前に業者に問い合わせること。同じメーカーの車でも、たとえばスピードメーターをマイルに直すなど、日本仕様車は英国の規定に合うように直さなければならないので費用が大分かかる。また、故障などで修理が必要な時には部品の取り寄せなど時間や送料がかかる。日本から英国まで輸送するには Door-to-door で約1ヶ月かかり、費用は数十万円かかる。

11. 車の保険

- a) 車を受け取る時に既に保険が発効しているように手続きを早くすること。急な場合は保険会社に電話で申し込み、希望の日から発効させてもらうこともできる。
- b) 車の Dealer が、保険加入の手続きをしてくれる場合もある。最近はオンラインで保険加入手続きを済ませることが可能。保険会社の代理店は商店街にあるし、AA、RAC も保険業務をしている。
 保険会社によって保険金やサービスが若干異なるので、オンラインの比較サイトなどを使用して、幾つかを比較してみるのも一案。
 25歳以下のドライバーを主被保険者とする場合の保険金額は相当な高額になることに留意する。また違反減点された運転者の保険更新時かなり大幅な値上げになる。
- c) 保険の種類は基本的には2種類あって、
 - ① Third party, fire and theft (日本の強制保険にあたるもの)、
 - ② Comprehensive。①の保険では自分の車の修理はできない。それぞれの保険はいろいろなオプションを取る事ができるので、保険会社と相談し自分に合ったものを選ぶとよい。
- d) 保険会社の例を挙げると、
 - AA(Automobile Association) <https://www.theaa.com/>
 Car Insurance (0800) 316-2456
 - AVIVA www.aviva.co.uk/insurance/motor/car-insurance
 - 欧州あいおいニッセイ同和損保(モーター一番) <http://www.motorichiban.com>
 0870 010 8111
 日本語で対応している保険。安全運転の資料も入手可能。日本で無事故だった人は、その証明書を持参するとよい。(「渡航前」5. 参照)

12. 自動車団体

路上故障サービスや、自動車旅行のアドバイス、そのほか車に関することは何でも相談にのってくれる。24時間どこでも(ヨーロッパ大陸でのサービスもアレンジしてくれる)故障サービスが受けられる。イギリスには下記の2団体がある。

- The Automobile Association(通称 AA) <http://www.theaa.com> (0800)887766
- Royal Automobile Club(通称 RAC) www.rac.co.uk (0300)159-8757

13. 自動車修理店 Garage Services

修理やサービスは、近所にあるそれぞれの車のメーカーの修理店に行くのが便利。

- JEM Ltd. : The Hyde, Estate Road NW9 6JX <https://www.jemuk.co.uk/>
 販売・整備・修理・MOT テスト 日本語専用ライン (020)8358-6024
- 豊田通商オートモービル 販売・整備・修理・MOT Lexus/Toyota
 145, Edgware Road, London NW9 6LL
[New & Used Toyota Cars | Jemca \(Edgware Road\)](http://www.jemca.co.uk/)
- くろま屋オート <http://www.kurumaya.f2s.com/contact.html> (020)8450-0009
 Unit12 London Business Park 715 North Circular Rd. NW2 7AH

MOT Test(車検)

新車登録後3年経ったら毎年車検を受けなければならない。

公認の車検ガレージ(MOT Approved Test Garages)でテストを受けて、合格すると MOT Certificate を発行してくれる。費用は最大£54.85 (2021 年 10 月現在)。この証書がないと事故などの場合、不利になる。MOT の歴代の結果はデジタル登録される。

14. ガソリン・スタンド Petrol Station

英国では車に入れる油はペトロール(Petrol)もしくはフュエル(Fuel=燃料)と呼ぶ。ガソリンは米国語。ガソリンは灯油のことをさすので絶対に間違わないように。ガソリン・スタンドは和製英語。英国ではペトロールステーションと呼ぶ。

- a) ペトロールはオクタン価によって 2 種類に分かれている。レギュラーが 95 オクタン、ハイオクが 97 オクタン以上とされているので、自分の車に合ったものを入れること。環境に良い燃料の新しいペトロールの区分として、E5,E10 と表示が変わってきている。自分の車が使用できるかどうか、とくに 2011 年以前に製造された車両では、このサイトで調べる必要がある。 <https://www.gov.uk/check-vehicle-e10-petrol>

殆どのペトロールステーションにはディーゼル油もあり、また電動車用の充電設備も整っている。

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| ☐ Unleaded | (無鉛レギュラー) | E10=95 オクタン |
| ☐ Unleaded Super | (無鉛ハイオク) | E5=97 オクタン以上 |
| ☐ Diesel | (ディーゼル) | |

- b) 田舎へ行くとセルフサービスでないところもまだ残っているが、大体はセルフサービスで、自分で入れて代金を店に支払いに行く。給油スタンドに直接カードで支払うこともできるが、給油額とは別に、£1 程度のカードチャージを取るスタンドもある。

主要道路沿いには、24時間サービスの所も十分ある。郊外では日曜日は休むところも多い。新しい Motorway にはペトロールステーションが全然ないところも多いので気をつけるように。ただし、Motorway は有料ではないので、ペトロールを買うためにいったん出て、また入ることが簡単にできる。しかし、長時間ドライブの時には出発前に燃料の残量を必ずチェックすること。

15. レンタカー Car Hire / Self Drive

イギリスをはじめ、ヨーロッパの国々では、マニュアル車が主流を占め、AT 車のレンタカーのチョイスが少ないので要注意。大きいレンタカー・サービスは Avis と Hertz で、空港、主要駅には必ず店を出している。その他、それぞれの地域に、小さいレンタカーの会社はたくさんあって、Van やミニバスも借りられる。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ☐ Avis | www.avis.co.uk |
| ☐ Hertz | www.hertz.co.uk |
| ☐ Europcar | www.europcar.co.uk |

また最近では、ロンドン市内などではカーシェアリングの仕組みも進んできている。車を所有しない場合のちょっとした遠出の外出や大きな荷物の運搬など、そんなに長期間車を必要としない場合に大変便利。 Zipcar <https://www.zipcar.com/en-gb>

16. 事故にあったとき (Collision 衝突事故)

事故はいくら自分が気をつけていても、ほかの車が原因で巻き込まれることもあるわけだから、以下のことには十分に留意すること。日本と比べて、英国での事故発生確率は高

いので十分に注意する。特に多いのが、駐車をする時、出る時、車間距離不充分の接触事故、ラウンド・アバウト内での事故。自分の立場をハッキリさせられるように、冷静に慌てず慎重に発言や行動をすることが一番。記録のために携帯のカメラ機能などを活用する。また、ドライブレコーダーの取り付けなども有益である。

- ① 車を停める。できれば他の車の邪魔にならない所に。
- ② 相手の車のナンバープレートを確認し記録する。
- ③ 相手の名前、住所、電話番号、保険会社名を確認し記録する。
- ④ 自分の名前、住所、保険会社名を聞かれたら答える。
- ⑤ 現場状況を正確に把握する。場所と時間を確認し、現場のスケッチも描いておく。道路標識や、交通状態などもメモしておくといよい。(使い捨てカメラを常時車内に収納して車の損傷状態を写しておくのもよい。)
- ⑥ **Witness**(目撃者)があれば、名前や連絡先も記録しておくこと。
- ⑦ その場では、どんな書類にもサインをしないこと。自分に責任があることを認めるような言葉は言わないこと。自分が事故を起こしても“**I'm sorry.**”とは言わない。相手が怪我をしたかどうかは聞かなければならないので、“**Are you all right?**(大丈夫ですか)”と言う。救急車が必要な場合は、**999**(無料)に電話する。
- ⑧ 事故はすべて警察に届ける必要はないが、人や動物(犬、馬、牛、鹿など)に怪我をさせたら24時間以内に警察に届ける義務がある。
- ⑨ 事故を起こしたり、巻き込まれたりしたら勝手に車を修理せず、まず自分の保険会社に通知すること。相手との交渉もしてくれる。

17. 英国でドライブする時のヒントや注意

□ カーナビゲーション

備え付けや取り外し可能なカーナビゲーションシステムを使用すると便利。詳細な住所を入力しなくても、ポストコードや電話番号を入力するだけで簡単に目的地を検索できる。取り外し可能なナビゲーションを利用する場合で車から離れる時は、防犯のために機械を車内に残さずに全部取り外して持ち出すか、グローブボックスなどに隠すことを奨める。携帯のマップアプリを利用する際には必ずハンズフリーアクセサリーをセッティングして使用すること。

□ シートベルト

運転中は必ず装着すること。後部座席も装備されていたら必ずする。

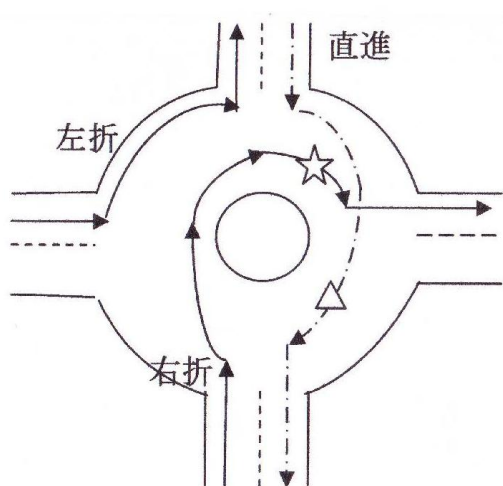
□ チャイルドシート

乳児・幼児はその年齢に適切な補助装置(座席イス)を使用しなければならない。

□ ラウンド・アバウト

英国内でドライブする時に、一番まごつくのがラウンド・アバウトで、事故も一番多い。

- ① 常に時計の針と同じ方向にまわること。
- ② 右側から来る車に先行権があるので、右側の車の走行を邪魔しないように。
- ③ ラウンド・アバウト内ではスピードを出さずゆっくり車の流れとともに走る。
出口がはっきりしない時は慌てて車の方向を急に変えないことが一番大切。
何度まわっても差し支えないので、落ち着いてラウンド・アバウトをもう一周して出口を確かめてから、シグナルを出すように。



左折:左折のウィンカー(indicator)を出し、左へ寄って曲がる。
直進:左折の要領でラウンド・アバウトへ入り、△印の所で左折のウィンカーを出す。
右折:右折のウィンカーを出してラウンド・アバウトへ入り、できるだけ内側を廻り、☆の所で左折のウィンカーを出す。

□ 交通標識

ドライブをしながら英語の地名を交通標識で確かめるのは神経の疲れることである。主要道路では交差点やラウンド・アバウトの手前には大体2種類の標識が出ている。グリーン地に白地の地名と黄字の道路ナンバーのものがあり、その後に白地に黒字のものがある。グリーン地は主要道路と大きい地名(都市名、大きい町名、地域名としての South、West、North など)、白地はローカルの地名である。水色の地に白字の標識は Motorway 関係のもの。地名の標識について、この点に気がついていないと地図と標識を照らし合わせて、自分の居場所や行き先を見つけるのに苦労する。

□ 道路ナンバー

Motorway は、M1、M25 のように M で表示。A1、A12 のような A クラスの道は幹線道路。B1023 のような B クラスは第2次的道路。

□ Probation Period(実習期間)

新規の運転免許取得者は運転免許を取得した日から2年間は Probation Period とみなされ、この2年間に交通違反で6ポイントのペナルティが課せられると免許証は無効となる。再度、運転テストを受けて免許を取りなおさなければならない。また、無効になった免許のままで運転すると£1,000 の罰金を課せられる。

□ 違反一特に走行中の携帯電話使用に関しては厳しい罰が適用されるので要注意。

スピード違反:高額の罰金とペナルティ・ポイントが課せられる。スピードカメラの設置された所では特に注意。

飲酒運転:人身事故を起こした場合は、刑法が厳しい。

駐車違反:二本の赤線の引いてある Red Route は、一時停止も禁止。

携帯電話の使用禁止:走行中(赤信号の停止中も)の Hands-free 装置の無い携帯電話の使用(携帯電話を手にとっていた場合)は、罰金£200 とペナルティ・ポイント6 が課せられる。もし二度目の携帯電話使用による違反でペナルティ・ポイントが12となった場合は、裁判所に出頭命令が下り、免許剥奪となったり、罰金が最高で£1,000 課せられたりする場合がある。

新規に免許を取得して2年以内に、走行中の携帯電話使用による違反の場合は、上記の Probation Period にも記載しているように、一度の違反で免許無効になる。

□ ヘッドライト

英国のドライバーは他の車にサインを送るとき、ヘッドライトを点滅させることがある。狭い道などで対向車が停まってヘッドライトを点滅させたら「お先にどうぞ」というサインと

みてよい。しかし、これらのサインは習慣上のものであるから、その場の状況をよく見て臨機応変の反応をすることが大切。

□ 霧の日のドライブ

英国は非常に霧がかかりやすい日が多い。スモッグが一掃されたので、有名なロンドンの霧はほとんどなくなったが、郊外に出ると一寸先も見えない濃霧に遇うことも珍しくない。一番気をつけなければならないことは、Moving Fog や Fog Patch という、部分的に急に霧が濃くなる現象で、今までははっきり見えていたものが急に何も見えなくなる。必ずヘッドライトをつけて走る。また、スピードを出さず、前の車との間隔を十分に取ることを留意する。

防犯の注意:

- 駐車をする時は、どんな短時間でも、また監視人がいる駐車場でも、必ずきっちり窓を閉め、ドア全部及び boots (ブーツ: 英国ではトランクのこと) に鍵をかけることを忘れない。
- 市内は、地下駐車場が多いので安全な駐車場を選ぶこと。夜間は、照明された所に駐車する。
- 走行中、信号で停車中にドアを開けられ車内の物が盗られたという話を聞くので、身の安全の為に、ドアには必ず鍵をかけておくこと。
- ハンドバッグその他、狙われやすいものは、絶対にシートの上など、窓越しのすぐ目につく所に置かない。特に取り外し可能なナビゲーションは、絶対に車内に放置せずに携帯するか、グローブボックスなどに隠す。
- 車の盗難に遭わない為に車に警報をつけることも防犯になる。
- カードで駐車料金を払う時、不審な人が近くにいないか注意を払うこと。

一口メモ

携帯電話による駐車(Pay by phone or text)

多くの繁華街の駐車区域からコイン使用のメーターが取り除かれ、それに代わって携帯電話による通話あるいは text message で駐車料金を支払うシステムが導入された。利用者は使用する携帯電話から、電話番号、Credit あるいは Debit Card の番号および車の登録番号などを通知して、アカウントを設定する必要がある。

一度登録が済めば、駐車する時には登録してある携帯電話から、各駐車区域に掲示してある駐車区域番号を text message で送り、指示に従って希望する駐車時間を入力して返信し、認可(Authorization)や支払い確認通知が来るのを待つ。車に戻らずに駐車時間の延長を簡単に行うことができるので便利。

ただし、このシステムは無料時間帯を認識しないので、無料時間帯にかかる、あるいはまたぐ利用の場合には注意が必要。例えば Westminster 区など夕方6時半から翌朝8時半が無料時間帯の区域で、①朝8時に駐車して9時半まで停める場合は、1時間半分支払うか、8時半になってから1時間分の支払い手続きが必要。同じ無料時間帯の区域で、②夜6時から翌朝9時まで停める場合は、夜6時に30分の支払いをし、翌朝8時半に残り30分の支払いが必要。一方駐車券自動販売機(チケットマシン)の場合は無料時間帯の認識があるので、上記どちらの場合も1時間分の料金を支払うと、①の例の場合は9時半まで有効のチケットが発券され、②の場合は夜6時から翌朝9時まで有効のチケットが発券される。

従来どおり、チケットマシンであらかじめ駐車料金を支払うシステム(コインのみ、あるいは credit / debit card のみのタイプもある)を施行する駐車区域もあり、標識を良く確認する。その際は、チケットを車内のよく見える場所に置くようにする。

最近では、駐車料金を支払うことができるスマートフォンの無料アプリが複数の会社から提供されている。アプリをダウンロードし、予め自分の車のナンバーなどの情報とクレジットカード(デビットカード)などの支払い方法を登録しておき、駐車場の番号を入力する。ただし、駐車する区や駐車場によって、利用できるアプリとできないアプリがあるので要注意。

AppyParking、Parkmobile、JuskPark、RingGo、Parkopedia、PayByPhone などが代表的なアプリ。